

令和4年2月2日

## 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

オミクロン株の感染急拡大に伴い、令和4年1月31日、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部から、濃厚接触者等の待機期間短縮等について事務連絡が発出されました。

それに伴い、本市の濃厚接触者等の取扱いを次のとおり変更します。

呉市保健所長

### 【待機期間の短縮】

区 分	待機期間	
	変更後（1月28日～）	変 更 前
濃厚接触者	<b>7日間</b> ※最終接触日を0日として、7日間待機	10日間
社会機能維持者	<b>5日間</b> ※社会機能維持者については、4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた検査等で陰性を確認することにより、5日間に待機期間を短縮することが可能（5日目から待機解除）	7日間

### 【無症状者の療養解除基準の短縮】

区 分	健康観察等	
	変更後（1月28日～）	変 更 前
無症状患者	<b>7日間</b> ※症状がなく、検体採取日から7日経過した場合、療養解除が可能	10日間

※上記いずれの場合も、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認を行うこと。